

住宅耐震併行工事助成制度

中央区内の戸建住宅の耐震補強工事または簡易補強工事を行う方が同時に行う改修工事に対して、費用の一部を助成します。

対象者

①と②の条件をすべて満たしている方が対象です。

- ① 改修工事を行う戸建住宅を所有し居住していること。
- ② 居住している方の世帯の所得金額の合計が以下の所得基準の範囲内であること。

世帯人数	年間所得金額(世帯の合算)
1人	0円~1, 896, 000円
2人	0円~2, 276, 000円
3人	0円~2, 656, 000円

以降、世帯人数が1人増えるごとに所得金額の上限は380,000円増

利用条件

①から③の条件をすべて満たしていること。

- ① 耐震補強工事または簡易補強工事の助成金の交付を受けること。
- ② 耐震補強工事または簡易補強工事と同時期に工事すること。
- ③ 以下の要件を満たしている者が改修工事を施工すること。
 - ア 区内に本店、支店又は主たる事務所を有していること等。
 - イ 中小企業者(7ページ※1)であること。

助成額

助成率 () 内は助成限度額

改修工事に要する費用の1/2(50万円)

対象改修工事

- ・浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
- ・給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事
- ・屋根のふき替え、塗装及び防水工事
- ・外壁の張り替え、塗装及び防水工事
- ・間仕切り壁の変更工事
- ・床、内壁又は天井の張り替え及び塗装その他の工事
- ・床、壁、窓、天井又は屋根の断熱工事
- ・ふすま及び障子の張り替え並びに畳の交換
- ・雨どい等の取り替え及び修理
- ・建具又はサッシの取り替え、修理及び新設



注意

他の助成・給付制度を利用される場合、同じ部分の工事に対して住宅耐震併行工事助成金と重複して助成を受けることはできませんので、ご注意ください。
詳細についてはお問い合わせください。

利用のイメージ

